

議員定数削減

24人から22人に!!

●改正されたこの条例につきましては、平成25年4月の市議会議員選挙から適用されます。

反対

- ・面積の広さや地域の声が届かないなどについては、現在は地域担当職員制度もできており、自治会長もいる。連絡を密にすれば、解決できる。
- ・行財政改革が平成32年度まで続く中、議員定数22人は市民感覚から乖離※1していると考えるを得ない。
- ・本市の財政状況や全国的にみられる議員削減の風潮などを考慮し、20人という考えを持った。
- ・その都度の改選で定数の削減を見直すのではなく、2期、3期を見据え議員定数を決めるべき。

賛成

- ・人口や面積、旧町村などに応じた住民の多種多様な要求を的確に反映させ、適切に活動できる数を確保するため。
- ・約2年半にわたり28回の議会改革の協議を重ねた上での行財政改革特別委員会が示した定数22人を尊重すべき。
- ・県下3番目の広大な面積を要する本市は、広域性や地区代表の性格をも加味しなければならない。
- ・議員1人当たりの責任も非常に高いため、常任委員会数に乗じた数（1委員会7人、3常任委員会21人）に議長を含めた22人が妥当と判断している。

議会基本条例策定委員会を設置

市議会と議員の果たすべき使命を明文化し、議会活性化の取り組みに実効性と継続性を持たせるため、「豊後大野市議会基本条例」を制定します。
これに伴い、議会基本条例策定委員会を設置しました。
委員は次の6人です。

委員長：宮成寿男 副委員長：長野健児
委員：高山豊吉、恵藤千代子、衛藤竜哉、和田哲治

平成24年9月定例会での制定を目指しています。

全会一致



※1 乖離＝そわき離れること。はなればなれになること。



委員長報告

行財政改革特別委員会
委員長 宮成寿男



行財政改革特別委員会は、平成21年7月15日に設置されて以来、約2年半の間に28回の委員会を開催し、議員報酬の削減、政務調査費の研究、市議会の第2期行財政改革集中改革プランの作成を行ってまいりました。
このたび重要な付託調査事件であります議会基本条例制定に向けての調査および議員定数についての検討を終え、委員会の最終報告を行いました。

議員定数について ―― 削減数2人の定員22人を提案

議員定数の案は二つ出されました。一つは1常任委員会当たり委員数を7人とし、3常任委員会21人に議長を合わせて22人とする案です。もう一つは、財政規模が普通市となった平成32年度の適正な議員定数は20人と考え、行財政改革に向けて議会も血を流すような努力をすべきとの市民の方の声があることから、平成32年度を待たずに20人とする案です。したがって、2人削減と4人削減のどちらの案を採用するか、協議を進めました。

市の進める行財政改革、予算削減や公共施設の廃止などにより、市民の皆さまからは議員定数、議員報酬につきましても削減の声があることは確かです。しかし、議員定数は、市民の皆さまの多種多様な意見を十分反映でき、民主的な議論が可能となる数を確保すべきであることも注意する必要があります。大幅な削減により、議会の執行部に対する抑制・均衡の機能が低下するようなことがあってはなりません。

来期はいよいよ交付税の段階的な減額が始まります。すなわち第2期集中改革プランから第3期集中改革プランにかけての行財政改革のチェックは極めて重要であり、執行部への監視機能を最大限に発揮しなければならないことを考慮すると、一度に大幅な議員定数の削減を行うのではなく、財政規模の縮小に合わせて段階的に行うほうが理にかなっていると判断しました。

議会基本条例制定に向けての調査結果 ―― 議会基本条例を制定すべき

地域主権改革の時代を迎えた今、市議会は公正性や透明性を確保し、積極的に情報公開に努めつつ、市民参加を推進し、開かれた議会を目指す時代が来ています。そして議員もまた、市民の負託にこたえるため、常に自らの資質の向上にたゆまぬ努力を重ね、執行部との議論を充実するとともに、議員間の自由討議に取り組み、ひいては政策立案能力の向上に努めていくようさらなる改革が求められています。

本市議会も議会の活性化に向けて、一般質問のケーブルテレビ生中継や事務事業評価の検証などの新たな取り組みを開始しましたが、今後さらなる議会改革を展開するためには、市議会と議員の果たすべき使命を明文化し、議会活性化の取り組みに実効性と継続性を持たせることがまずもって大事であります。これにより議会改革は誠実かつ着実に推進され、成熟した議会へと進化し、二代表制の下、住民福祉の向上とより豊かな豊後大野市の発展につながるものと確信します。

【条例に制定すべき必要な項目として選定した9項目】

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| ①議会の情報公開の推進 | ⑥議員間の自由討議の実施 |
| ②議論の充実(執行部から議員への発言内容の確認行為) | ⑦議会の権能強化(地方自治法第96条第2項の活用) |
| ③議会報告会の開催(市内各団体との意見交換会含む) | ⑧政策立案能力の向上 |
| ④委員会の所管事務調査の活用 | ⑨議会活性化委員会の設置 |
| ⑤決算の審議および審査の充実 | |